

令和6年11月15日

給与支払報告書提出義務者 様

青森県 平内町 税務課長

令和7年度(令和6年分)給与支払報告書の提出について

平素は、個人住民税の特別徴収事務につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、給与の支払いをする際に所得税を源泉徴収する義務のある事業者は、1月1日現在において平内町内に居住している従業員について、前年中の給与所得の金額その他の事項を記載した「給与支払報告書」を作成し、平内町へ提出することが法律により義務づけられています。

つきましては、地方税法第317条の6の規定により、**令和7年1月31日までに**提出してください**(早期提出にご協力お願いいたします。)**。

提出の際は、同封の「給与支払報告書(総括表)」と「普通徴収切替理由書兼仕切紙」をご利用のうえ、給与支払報告書を提出してください(eLTAXや光ディスクで提出する場合は、同封した総括表や仕切紙は使用せず、お手数ですが破棄していただきますようお願いいたします。)

※提出の際は、ホチキスは使用せず、クリップか輪ゴムを使用してください。

※当町へ報告する人員がない場合は、提出不要です。

◇個人住民税の特別徴収の実施について◇

地方税法の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業主は、原則すべての従業員について、個人住民税を特別徴収していただきます。ただし、「普通徴収切替理由書」に記載している理由に該当する場合のみ、普通徴収といたしますので、別添の「普通徴収切替理由書」の理由欄から該当する略号を摘要欄へ記載してください(eLTAX利用の場合は、「普通徴収」欄へのチェックも忘れずをお願いいたします。)

なお、年の途中で退職した方についても、支払金額にかかわらず提出をお願いいたします。

◇訂正の給与支払報告書を提出する場合◇

給与支払報告書を提出後に、再年末調整などにより、訂正した給与支払報告書を提出する場合は、訂正が生じた対象者分のみご提出ください。その際は、総括表及び個人明細書へ赤字で「訂正分」とご記入ください。

※ 裏面もご覧ください ※

◇退職等の異動があった場合◇

特別徴収対象者として、給与支払報告書を提出後、退職等による異動により、普通徴収に切り替えたい場合は、速やかに「給与所得者異動届出書」を提出してください。

◇eLTAXで給与支払報告書を提出する場合◇

令和6年度より、特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子データでの受取が開始されました。

「特別徴収税額決定(変更)通知書(特別徴収義務者用・納税義務者用)」それぞれの受取方法を、「書面による通知」か「電子データ(eLTAX)による通知」のいずれかを選択することとなりますので、選択間違えないようご注意ください。なお、年度当初に決定した受取方法は、原則、年度途中での変更はできませんので、ご注意ください。

詳しくは、eLTAX ウェブサイトをご覧ください。

◇その他の留意事項◇

- ・用紙は必ず令和7年度用を使用してください。
- ・前職分の給与を含めて年末調整される際に、前職が複数ある場合は、摘要欄に必ず支払者ごとの内訳を記入してください。
- ・租税条約に該当する方の給与支払報告書を提出する際は、必ず摘要欄に「租税条約〇〇条該当」と記載してください。記載がない場合、租税条約による適用とならない場合があります。
- ・総括表の「納入書の送付」欄の記載内容にかかわらず、前年までの納入方法に合わせて、納入書の送付を決定しています。
- ・給与支払報告書(総括表・個人明細書)の提出は、各報告書につき1枚のみ提出してください。
※令和5年1月1日以降、提出枚数が2枚から1枚になりました。

給与支払報告書の提出先

〒039-3393

青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊 63 番地

平内町 税務課 住民税係

電話番号：017-755-2115 (245)